

議長

次に、質問順位3番 2番議員 栗本詠子君。

議長

栗本詠子君。

栗本議員

おはようございます。新人議員の栗本です。今回が初めての一般質問となりよろしくお願ひ致します。

では通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

和木町では今年4月に幼稚園的機能、いわゆる1号認定と保育園的機能、いわゆる2号認定、3号認定の両方の機能を併せもつ単一の施設として幼保連携型認定こども園が開園いたしました。また、夏場の幼児プール活動におきましては、町民プール施設内を利用したより充実したプール活動をしており、子どもたちの楽しいそうな声が聞こえて嬉しく思っています。

では、こども園で実施している3歳児・4歳児・5歳児の保育園中のプール活動と一度に入水する人数を教えてください。

議長

渡邊教育委員会事務局長。

渡邊教育委員会事務局長

こども園でのプール活動は、3歳児以上で、今議員がおっしゃいましたとおり3歳以上で実施しております。3歳児、今56人いますけど、これは園内のビニールプールでプール活動を行っております。4・5歳児はこども園に隣接する幼児プールを使って行っております。平日の朝9時半から11時半まで、4歳児・5歳児が1時間交代でプール活動を行いました。4歳児が67名、5歳児が74名で実施をしたところでございます。

議長

栗本詠子君。

栗本議員

3歳児はビニールプール、4・5歳児がそれぞれ9時半から11時半までの2時間を1時間交代で70人程度入水するプール活動をしてるのですね。

では、教育長に伺います。6月13日付けでこども園より年中、年長の保護者様当てにプール監視当番のお手伝いについて

というお知らせが配布されました。そのお知らせでは安全上監視の人数が揃わないとプール活動を中止すると書かれてあり、捉えようによりましては任意の協力なのですか、それとも強制を促すような監視当番と読み取れる内容でした。

しかし2号認定保護者様においては児童福祉法24条で保護者の労働又は疾病、その他の事由により保育にかける児童については児童を保育させる事を市町村に義務付けています。仕事や疾病などの何らかの理由で、保育にかけるためこども園にお子さまを預けている2号認定の保護者様が、平日2時間プールの監視活動は、児童福祉法の観点から適切かお伺いしたいと思います。

議長 重岡教育長。

重岡教育長 栗本議員のご質問にお答えをさせていただきます。

本年度は、初めて幼児プールを使用するということもあり、園としては特に安全面では万全の体制でプール活動を行いたいと考え、PTA役員と相談してPTA総会で4・5歳児の保護者に1人1回のプール当番の手伝いを呼びかけを致しました。PTA活動の一環として仕事に支障をきたすことがないよう、無理なく関わっていただけるよう依頼し、保護者から了解を得て、園長とPTA会長の連名でお手伝いをお願いする文書とプール当番表を作成し、各家庭に配布致しました。

こども園教育保育要領にも、教育及び保育における活動に対する保護者の積極的な参加が示されており、プールでの子どもの様子を参観する日にもなりますので、適切であると考えます。結果的に保護者の皆様のご協力をいただいたお陰で事故もなく、こどもたちも楽しくプールでの活動を行うことができましたので、園長も大変に感謝しておりました。

本年度幼児プールを使用してみて、その様子がわかりましたので、来年度は園とPTAでしっかり話し合い、プールでの活動を工夫すると聞いております。ご理解をお願い致します。

議長 栗本詠子君。

栗本議員 今、教育長がおっしゃるとおり、教育、学校教育上に位置付けられている幼稚園については文部科学省、児童福祉上に位置付けられている保育所については厚生労働省、幼保連携型認定こども園については内閣府子ども子育て支援法に準ずるのですね。

また内閣府通達の保育教育保育要領に基づき適切なプール当番をお願いしているのですね。

では次の質問に入ります。

先程、教育委員会事務局長のお話では、保育中のプール活動を2時間で8人以上プール当番としてお願いしている現状ですが、保護者様には事前に心肺蘇生術など救命救急の指導や講習等はされているのですか、お尋ねします。

議長 重岡教育長。

重岡教育長 幼児プールは旧幼稚園プールよりも水位が高く、広さも2倍以上ということで、期間中は、4・5歳児の保護者8名～9名と学年担当の保育教諭4名に保健師を加えた(13名～14名)体制で、こどもたちの活動を見守りました。保育教諭4名はプールの中に入ります。保護者の方々にはプールサイドからこどもたちの様子を見ていただくことにし、こどもの異変を見つけたときにはプール内に入り、引き上げていただくようお願いを致しました。

プール内の保育教諭とプールサイドでAEDを準備して監視している保健師は救急救命講習を受講していることに加えて、保護者当番の方の監視の目もありましたので、かなり高いレベルでの監視体制が確保できたのではないかと考えております。

議長 栗本詠子君。

栗本議員

教育長のおっしゃる事はよく分かりました。しかしながら、内閣府子ども・子育て本部参事官の府子本第487号、平成29年6月16日付けの通達には、教育・保育施設等における事故発生及び、事故発生時の対応の為に、ガイドラインにおいて、プール活動・水遊び等の監視体制救急事態への対応、これらに関する十分な事前教育の実施と記載があるので、保護者様の監視当番の方にも適切な事故防止の為に万全な備えをこれからもしていただきたいとよろしく申し上げます。

では、次の質問にさせていただきます。

学校給食、こども園も含みますが、食物アレルギー対策について質問させていただきます。

和木町では、戦後間もない頃から、こども園、小中学校での給食の無料化を継続している事は、全国に知られており、大いに誇るべき事だと考えております。学校給食無料化により、子供を育てる保護者が抱える経済的負担を軽減し、安心して子育てが出来る環境の整備と食育の充実を図ると共に、少子化対策を推進する事と思います。

さて、和木町のホームページには、和木町魅力8大ポイント、魅力その3にて、「幼少中の給食費は無料です。年間約4万円お得。義務教育9年間で36万円もお得」と紹介されています。

しかしながら食物アレルギーを持つ為に給食無料化の恩恵を、享受出来てない人もいます。近年、食物アレルギーを持つお子様が増加傾向である事により、一部の自治体では、給食無料化に伴い、お弁当持参者に、経済的負担を補助している補助金制度があります。和木町の給食では食物アレルギー対策として、主食のうちのパンをアレルギー対応のパン、牛乳を豆乳に代替食としているものの、おかずの内容については十分ではないお子様がいます。

そこで、町長にお伺い致します。

平成29年度に先輩議員の一般質問で町長は、食物アレルギーについて、「できる限りの対応をさせて頂きたいと思いますが、今、どの程度の助成をしていくということは、これからの検討課題で、来年度になりましてじっくり考え、なるべく早い

うちに対応させて頂きたい」と、答弁をされていましたが、現在の進捗状況について、お伺いしたいと思います。

議 長 米本町長。

米 本 町 長 　ただ今、栗本議員さんのご発言にもありましたように平成29年3月定例会におきまして、他の議員さん（森脇議員さん）からの一般質問に対し、食物アレルギーのある児童生徒に対する補助制度について「できる限りの対応・助成内容は検討課題・早いうちに対応したい」という旨答弁をいたしました。

　私から、直接担当部署に指示し、他市町の助成制度に係る資料を収集をしておるところでございます。どのような制度が公正で理に適っているかを検討している段階でございます。

議 長 栗本詠子君。

栗 本 議 員 　ただ今の町長の返答で、なるべく早いうちの対応をしていただきたいと思います。

　では和木町では、平成25年度から、新年度に医師の診断書、又は、検査結果を提出する事により、給食代替食が可能になりました。そこで、食物アレルギーの対応が必要な児童生徒に対して、診断にかかる文書料の補助金等についてはお考えがあるのかお伺いしたいと思います。

議 長 米本町長。

米 本 町 長 　食物アレルギーのある児童生徒が医師の診断書を取得する際の文書料の助成ということでございますが、いくつかの市町でも設けられていることは私自身も承知しております。この事を含めて検討課題であるというふうに現在考えております。食物アレルギーのお子さまに掛かる文書料ということになりますと、例えばアトピーとか他の事も波及してくる可能性もありますので、その辺は慎重に考えていきたいというふうに思っ

おります。

この事を含めて検討して参りますが、先程も申し上げましたとおり、29年の3月議会において、なるべく早いうちに対応する旨お答えをしておりますので、栗本議員さんのご希望にすべて沿えるかは分かりませんが、令和2年度の予算編成までにはある程度の事を決めて参りたいというふうに思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

議長 栗本詠子君。

栗本議員 ただ今、前向きな返答ありがとうございました。

給食の目的は、食物アレルギーを持つ生徒さんが他の生徒と同じ様な給食を楽しめるを目的にする事も重要でございます。またアレルギーを持ってない生徒さんに対して、アレルギーを持つ生徒さんへの理解を深めるのも、食の大切さの観点からすると重要だと考えております。

また保護者様にも安心して給食が提供出来る、対応をできるようこれからもよろしくお願い申し上げます。

では、最後の質問にさせていただきます。

近年オプジーボという、高額医療費となる新薬が保険適用となり、健康保険が崩壊するとテレビやラジオで話題になりました。

また、既存の治療法が効かない一部の白血病患者への新型治療薬「キムリア」に対する公的医療保険の適用が、今年の5月22日に始まりました。治験では、高熱や血圧低下など重篤な副作用が起きる恐れがある一方、白血病で8割、リンパ腫で5割の患者が大幅に病状が改善されているようです。その結果、治療に光明が差す一方、1患者あたりキムリアは約3,411万となり、保険財政の圧迫が懸念されると聞いております。

この「キムリア」のほかに、高額な薬価が必要となるものとして、

■ステミラック

脊髄損傷治療薬 1回 約1,495万7,755円

■カドサイラ

乳癌 点滴

1瓶 160mg 36万8,257円

等が国民健康保険の対象となったようです。

さて、和木町国民健康保険で、このような、高額な医療費が必要となる事態となった時、給付費や保険料の影響や対策を、教えて頂きたいと思います。

議長 森本保健福祉課長。

森本保健福祉課長 高額な医療費に対応する予算ということでございますが、今年度の予算の保険給付費につきましては、平成28年度から平成30年度11月分の診療分の約2年半分の平均に医療費分の伸びを推測いたしまして約4億7千万の予算を計上しております。高額な医療費につきましては、想定に入れておりません。

しかしながら、平成30年度の制度改正により、県が事業主体となり、移送費及び出産育児一時金以外の医療費に関しましてはすべて県が負担することとなったため、高額な医療費が払えなくなるということはありません。高額な医療費が発生した場合には、補正予算で対応することとなると考えております。

議長 栗本詠子君。

栗本議員 県が負担するという事になったという事ですね。

このような事態が起きなければいいなと思います。もしもの事態の対応ができることに安全安心、町民の健康などを気をつけていただき、健康診断の助成やこれからもよろしく願います。

これで一般質問を終わらせていただきます。

議長 再質問ございませんか。

議 長 再質問がないようですので、以上で栗本詠子君の一般質問を  
終わります。

議 長 暫時休憩いたします。  
10分休憩しまして、9時55分より再開いたしますのでお  
願いします。

休 憩 9 時 4 5 分

再 開 9 時 5 5 分